



令和5年12月20日  
仙台市環境局

## 「温室効果ガス削減アクションプログラム」に係る 第一計画期間（令和2年度～4年度）の取りまとめ結果について

- 1 第一計画期間の参加事業者数
- ・ 特定事業者：92 者（92 事業所）
  - ・ 一般事業者：83 者（219 事業所）

2 温室効果ガス削減量  
(1) 特定事業者

制度参加を義務付けている特定事業者の第3年度（令和4年度）の温室効果ガス排出量は、全体で約218.4万トンとなり、基準年度（令和元年度）に比べて約11万トン（▲4.8%）削減されています。計画期間中は、微増傾向にあり、これはコロナ禍からの経済活動の回復等によるものと考えられます。

部門別では、産業、業務及び運輸のいずれの部門においても、第3年度（令和4年度）の排出量は基準年度と比べて減少しており、最も削減量が多いのは産業部門となっています。

表1 特定事業者の第一計画期間における排出量等の状況

部門	事業所数	温室効果ガス排出量 (単位：万トン-CO2)				温室効果ガス削減量 (単位：万トン-CO2)	
		基準年度 排出量 (A)	第1年度 排出量 (令和2年度) (B)	第2年度 排出量 (令和3年度) (C)	第3年度 排出量 (令和4年度) (D)	基準年度比 削減量 (A-D)	基準年度比 削減率 (%)
合計	92	229.4	202.1	215.7	218.4	11.0	4.8
産業	28	172.8	147.7	160.8	163.1	9.7	5.6
業務	49	49.8	47.9	48.4	48.8	0.9	1.9
運輸	15	6.8	6.5	6.4	6.5	0.3	4.1

※四捨五入のため合計値及び削減率が合わない場合があります。

## (2) 一般事業者

制度参加が任意となる一般事業者の第3年度（令和4年度）の温室効果ガス排出量は、全体で4.51万トンとなり、基準年度に比べて0.33万トン（6.8%）削減されました。

参加年度別に見ると、令和2年度及び令和3年度参加事業所については、それぞれ基準年度に比べて0.17万トン（7.7%）、0.18万トン（8.8%）削減されており、計画期間中において第3年度（令和4年度）の排出量が最も小さくなっています。

表2 一般事業者の第一計画期間における排出量等の状況

参加年度	事業所数	温室効果ガス排出量 (単位：万トン-CO2)				温室効果ガス削減量 (単位：万トン-CO2)	
		基準年度 排出量	第1年度 排出量 (令和2年度)	第2年度 排出量 (令和3年度)	第3年度 排出量 (令和4年度)	基準年度比 削減量	基準年度比 削減率 (%)
		(A)	(B)	(C)	(D)		
合計	219	4.84	—	—	4.51	0.33	6.8
令和2年度	57	2.19	2.02	2.05	2.02	0.17	7.7
令和3年度	148	2.05		2.02	1.86	0.18	8.8
令和4年度	14	0.60			0.63	-0.02	-3.7

※基準年度は、それぞれの参加年度の前年度となります。

※四捨五入のため合計値及び削減率が合わない場合があります。

## 3 排出削減に向けた取り組み

事業者から提出された「事業者温室効果ガス削減報告書」（以下「削減報告書」）における主な排出削減の取り組みは、次のとおりとなっています。

### 【産業部門】

- ・ 太陽光発電設備の導入
- ・ 照明設備、空調設備の高効率機器への更新
- ・ 空調設備の適切な運用管理
- ・ 生産設備の高効率化・運用改善
- ・

### 【業務部門】

- ・ 太陽光発電設備の導入
- ・ 照明設備、空調設備の高効率機器への更新
- ・ 空調設備、熱源機器の適切な運用管理
- ・ テレワークの導入
- ・ 時間外労働時間の削減、退館時間の管理
- ・ 排出係数の小さい電力販売事業者の選定

【運輸部門】

- ・ LPG ハイブリッド車・次世代自動車の導入
- ・ デジタルタコグラフ\*を活用したエコドライブ教育の実施  
 ※運転中のデータを記録し、急加速などの無駄な燃料使用につながる運転を「見える化」する装置
- ・ 荷物の配達場所・時間を加味した最適ルートが選定されるシステムを活用した走行距離の縮減

4 第一計画期間における事業者の評価

地球温暖化対策等の推進に関する条例第 12 条及び事業者温室効果ガス削減指針第 10 条に基づき、第一計画期間における各事業者の削減報告書について評価を行いました。

具体的には、温室効果ガス排出量及び排出原単位の削減率による定量項目と、取り組み実施状況に基づく定性項目の合計点により S・A・B の 3 段階で評価を行った結果、参加事業者の約 6 割が優良評価（S、A）となっています。

優良評価となった事業者については、市HPで公表を行います。

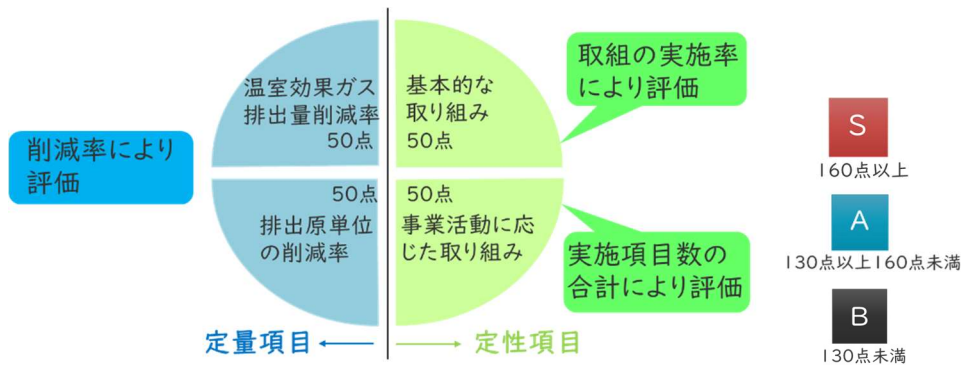


表3 第一計画期間における評価結果

	参加事業者数	評価結果		
		S	A	B
特定事業者	92 者	29 者	26 者	37 者
一般事業者	83 者	34 者	22 者	27 者
計	175 者	63 者	48 者	64 者

優良評価：63.4%

5 今後の取り組みについて

優良評価となった事業者のうち、審査委員会において特に優良とされた事業者に対して表彰を行うとともに、受賞事業者の取り組み等について情報発信し、優良事例の水平展開を図ります。

また今年度より、第二計画期間（令和 5 年度～令和 7 年度）が開始されており、一般事業者のさらなる参加促進を図るとともに、引き続き外部専門家との訪問助言や、中小企業者等への設備導入支援等により、事業者の削減に向けた取り組みを後押ししていきます。